

# 令和6年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。

「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

## □対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

## □対象となる活動

地域防災力の向上につながる活動のうち、**区が指定する取組**

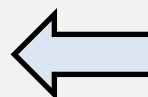
※令和6年度は「妊産婦・乳幼児への防災支援」「災害時ペット」等  
(詳細は次頁「3 対象となる取組」をご覧ください。)

## □補助金額

上限 15 万円 (対象経費の 10 分の9以内)

【注 意】令和6年度内に完結すること。

令和7年度も継続して申請される場合は、  
補助率が逡減される予定です。



申請書類は  
こちらから

※詳細は次頁以降に記載しています。

## ■申請受付期間

令和6年4月19日(金)～5月31日(金)

※受付時間は8時45分～17時(土、日、祝日を除く)

## ■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当(区庁舎5階5番窓口)

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》[tr-bousai@city.yokohama.jp](mailto:tr-bousai@city.yokohama.jp)

**まずは、防災担当までご相談ください!**

# 共助のための防災活動補助金制度

## 1 目的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

## 2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。  
自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

## 3 対象となる取組

地域防災力の向上につながる活動であり、原則次の一覧に該当すること。

～令和6年度の変更点について～

**「妊産婦・乳幼児を対象とした取組」**を対象となる取組に追加します。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化 (在宅避難含む)に寄与する取組	・在宅避難啓発チラシ作成 ・地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性(災害時リスク)に応じた 防災・減災対策	・防災まち歩き ・地区ごとの防災マップ作成、防災訓練の実施
③小・中学生等を対象とした取組	・防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	・ペット同行避難の啓発活動 ・飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	・安否確認カードの作成 ・要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活動	・マンション管理組合における防災マニュアルの作成 ・資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化
⑦外国人等への防災支援活動	・外国人を対象とした防災セミナーの開催 ・外国語での啓発チラシ作成
<b>NEW</b> ⑧妊産婦・乳幼児を対象とした取組	・妊産婦・乳幼児を対象とした防災セミナーの開催 ・妊産婦・乳幼児を対象とした防災訓練の実施 ・妊産婦・乳幼児向け啓発冊子の作成

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対 象 外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの(本市以外の)他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

## 4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

## 5 対象経費

	項目
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの

- ・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。
- ・本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則 3 回までとします。
- ・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。
- ・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。
- ・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。

## 6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。

※書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。

申請受付期間	令和 6 年 4 月 19 日（金）～5 月 31 日（金）	
	受付時間：8 時 45 分～17 時（土・日・祝日は除く）	
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎 5 階 5 番窓口）	
提出書類	①	補助金交付申請書
	②	事業計画書
	③	収支予算書
	④	団体概要書（申請者が法人の場合）
	⑤	その他区長が必要と認めるもの
各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html</a>		



## 7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

## 8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項目	説明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

## 9 スケジュール

	申請者	区役所
4月	<p>区民の皆さんにお知らせ (自治連合会、ホームページ等)</p> <p>申請書提出</p>	<p>募集の開始 (4/19)</p>
5月		<p>募集の締め切り (5/31)</p>
6月	<p>活動開始</p> <p>補助金請求</p>	<p>審査、交付決定</p> <p>交付 (不交付) 決定通知書 (中旬)</p> <p>補助金交付 (中旬～下旬)</p>
7月	<p>活動期間</p>	
3月	<p>実績報告</p>	<p>補助金確定通知</p>
4月	<p>精算期間</p>	<p>精算期間</p>

【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

## 10 令和5年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	鶴見レスキューパウス	災害時のペット同行避難における飼い主の責任、行政が発信している情報の周知及び逃げ遅れや避難を躊躇しないための備えについてセミナー等を通じて市民へ啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペット防災セミナーの開催</li> <li>ペット防災スターキットの作成</li> </ul>
2	シークレイン共同防火防災管理協議会	シークレインを利用するすべての人が、防災に関するイベントを通じて、共助の活動を活性化する。また、人命安全の確保を最優先課題と位置づけ、災害時のマンション住民の相互支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災コンサルティング</li> <li>住民への啓発資料作成</li> </ul>
3	特定非営利活動法人こんいちは・国際交流の会	日本で暮らす外国人が災害時に適切な対応を取れるように、実践的な防災の体験学習を提供し、活動を通して外国人の防災意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人のための防災教室開催</li> </ul>